

しんなんよう 4

2023 Apr.
NO.371



新南陽商工会議所報

新南陽商工会議所 検索
<https://www.s-cci.or.jp/>

THE SHINNANYO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY NEWS



令和5年3月29日役員・議員研修会にて、藤井周南市長から周南市への要望に対する回答を受け取る赤坂会頭



トップインタビュー VOL.088
『東ソー・シリカ株式会社』

もくじ

- ⑮ 経営者に聞く
～東ソー・シリカ株式会社 河本 裕 氏～
- ⑲ 頑張る会員さん応援します
～ 静峰興産株式会社 ～
ほか

令和5年度
会員限定
サービス



所報チラシ折込サービスの

初回手数料無料

通常15,400円(税込)かかります

初回に限り、所報へのチラシ折込を、
無料で折り込み・配布いたします。

※令和4年度中にサービスを利用された会員様も今年度初回手数料無料となります。

令和5年度 事業計画・収支予算 決まる

政策提言・経営支援・地方創生等

第64回通常議員総会（3月29日）満場一致で可決承認



▲来年度事業への協力をよびかける赤坂会頭



新南陽商工会議所としての重点要望事項

～コロナ禍、異常気象、少子高齢化（人口減少）等商工業者の多くはこれまで以上に安心・安全な街づくり、環境整備を望んでいます～

周南市の副都心として、新南陽の都市基盤の整備

1. 新南陽駅・福川駅関連設備の整備（バリアフリーの推進）
2. 新南陽駅周辺への出店支援
3. 地域医療の核としての新南陽市民病院の診療体制の拡充
4. 学び・交流プラザの空調整備の追加

地域産業振興の促進

5. 設備投資キャッシュバック制度の拡充（要件、限度額、交付期間）
6. 新南陽港湾の早期整備（岸壁延長、泊地拡幅）
7. 地元買い物運動の展開（リフォーム助成事業の実施）
8. 公共工事の地元優先発注、発注の早期・平準化など

その他

9. 古川跨線橋の工事に伴う渋滞緩和策の推進（県道下松・新南陽線の早期4車線化、野村一丁目7号線の早期開通）
10. 企業版ふるさと納税制度の活用推進
11. 永源山公園の魅力度向上（新南陽駅前から永源山公園までの「新南陽まちなかベンチプロジェクト」等）
12. 福川駅周辺の整備と本陣川の氾濫対策について
13. 産業道路の拡張・インフラ整備について
14. バス利用環境の改善について
15. 新型コロナウイルス感染症対策における企業支援の拡充について

重点施策

- (1) 経営発達支援事業に伴う伴走型支援の実施
- (2) 周南市の副都心としての新南陽駅周辺および福川駅周辺の将来に向けた都市整備計画の推進
- (3) 新南陽港湾整備をはじめとする産業基盤整備の早期促進
- (4) 古川跨線橋工事に伴う渋滞緩和策の推進と地域の交通網の整備促進
- (5) 地域医療の核としての新南陽市民病院の診療体制の拡充等、地域医療の将来にわたっての安心安全の確保
- (6) 産業観光事業の推進や農工商連携による特産品開発の推進
- (7) 若者定着に向けたU・J・ターンを含む地元就職の促進と若者交流支援事業の推進
- (8) ムーンフェスタしんなんようをはじめとする永源山公園の積極的な活用と情報発信
- (9) コロナ支援対策の対象となる事業者への補助金の積極的な周知と活用の促進
- (10) 脱炭素化の推進と産業力強化の両立に向けた支援の促進
- (11) DX推進や生産性向上に取り組む事業者への支援の実施

主要事業

1. 政策提言活動等の展開

- 経済・景気対策、中小企業・小規模事業者の振興、地域活性化、税制、労働、環境問題など諸課題について関係団体等との連携を強化しつつ、適時適切な政策提言・要望等を国・県・市等行政に対して積極的に行う。
- (1) 周南市・山口県行政施策に対する建議・要望活動の展開
 - (2) 行政トップ等関係団体と施策等に係る意見交換会の開催
 - (3) 周南地域選出山口県議会議員との施策等に係る意見交換会の開催
 - (4) 行政トップと商工会議所役員・議員との経済懇談会の開催
 - (5) 徳山商工会議所との連携による周南市への合同重点要望の実施
 - (6) 設備投資に係る固定資産税のキャッシュバック制度など奨励支援制度の更なる拡充について要望
 - (7) 国際バルク戦略港湾の指定を受けた徳山下松港の新南陽港区の早期整備促進に向

けた事業費確保を関係省庁へ要望

- (8)カーボンニュートラルの問題に取り組む周南コンビナート企業への支援について要望
- (9)周南コンビナート企業の工業用水安定確保について要望

- (10)地域医療の核としての新南陽市民病院の診療体制の拡充について要望

- (11)周南地域物流機能の中核を担う周南道路(湾岸道路)の地域高規格道路への計画路線の早期指定の提言強化と西周南活性化道路の整備構想の実現、早期着工を関係省庁へ要望

- (12)臨海部における物流の主要幹線としての産業道路の東西への延伸や国道2号線、山陽自動車道へ多方面からのアクセス道を行政等へ要望

- (13)イオンタウン周南出入口の交通危険箇所対策の行政等への要望
- (14)企業版ふるさと納税制度の活用推進について要望

2. 周南地域商工会議所・商会広域連携の推進事業

商工会議所広域連携事業等

について円滑なる事業展開を行う。

- (1)周南地域商工会議所専務理事連絡会議を開催し、各種事業・情報収集等に関する連携強化
- (2)周南地域商工会議所広域連携事業に対する行政等への支援・要望活動の展開

- (3)周南市内商工会との情報交換会と連携強化
- (4)周南市住宅リフォーム助成事業商品券の発行の要望

- (5)周南地域4商工会議所が主催する産業観光の推進
- (6)「周南パラボラ会」を開催し、地域の産学官交流の場の提供

- (7)周南市との情報交換会を開催し、地域振興事業をはじめとする諸事業についての意見交換の実施
- (8)徳山商工会議所との事業連携委員会を開催し、各種事業に関する連携強化

- (9)徳山商工会議所と協力し、「周南市企業ガイドブック」の発行

3. 地域開発、地域経済活性化事業

地域商工業の総合的な発展を図るため次の諸事業を積極的に展開する。

- (1)J R新南陽駅前駐車場の周南市指定管理者として条例に基づき、周南市新南陽駅前広場駐車場の管理・運営

- (2)新南陽地域における道路整備計画が途中で滞っている箇所を早期着工と交通渋滞並びに危険箇所の対策について行政に対し提言・要望の強化

- (3)山口県・周南市公共事業の新南陽地区への積極的導入について要望
- (4)地域商工業者の後継者および社員等を対象に、地域商工業の担い手の育成・確保と若者の市内定住を図ることを目的に結婚対策等を支援する「若者交流支援事業」のええ人にて愛ん祭の開催

- (5)周南ふるさとふれあい物産展の開催
- (6)サンフェスタしんなんよう&花火大会を開催し、地域振興と地域の絆を深めるための一助とする

- (7)道の駅「ソレーネ周南」(一社)周南ツーリズム協議会に対する支援・協力
- (8)(一財)周南観光コンベンション協会に対する支援・協力

- (9)副都心整備促進を周南市に要望し、相対的に遅れている都市基盤の整備の促進と周南市の副都心としてのJ R新南陽駅前やJ R福川駅前の活性化事業の推進
- (10)ムーンフェスタしんなんようをはじめとする永源山公園の積極的な活用と情報発信

- (11)永源山公園の魅力向上について要望
- (12)地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓に関する支援
- (13)徳山商工会議所に協力し、徳山駅前地区市街地再開発計画に対する支援
- (14)周南公立大学に対する支援・協力

る都市基盤の整備の促進と周南市の副都心としてのJ R新南陽駅前やJ R福川駅前の活性化事業の推進

- (11)永源山公園の魅力向上について要望
- (12)地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓に関する支援

- (13)徳山商工会議所に協力し、徳山駅前地区市街地再開発計画に対する支援
- (14)周南公立大学に対する支援・協力

- (1)経営発達支援事業に伴う、伴走型支援事業の実施
- (2)「中小企業経営力強化支援法」の経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者に対する支援機能の強化・充実

- (3)中小企業・小規模事業者の経営技術強化のための「エキスパートバンク事業」の推進
- (4)中小企業・小規模事業者の「ITクラウド等活用支援事業」に取り組む。特に、クラウド型会計ソフトを使って、会計や確定申告を省力化する。

- (5)小規模企業共済制度の周知と加入促進
- (6)中小企業倒産防止共済制度の普及と加入促進
- (7)「経小規模事業者経営改善資金(無担保・無保証人)」

- (1)海外への販路拡大、技術交流を模索している企業に対し、個別的に必要な海外経済情報等の提供
- (2)近隣都市で開催される国際見本市等の紹介
- (3)国際商取引や貿易業務に関する

し、商工会議所発行の貿易関係証明書の発給業務

- (4)周南日韓親善協会並びに周南地区日本中国友好協会事業に対する支援・協力

5. 中小企業対策と経営改善普及事業

中小企業施策拡充強化と経営改善普及事業の充実強化に努める。

- (1)経営発達支援事業に伴う、伴走型支援事業の実施
- (2)「中小企業経営力強化支援法」の経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者に対する支援機能の強化・充実

- (3)中小企業・小規模事業者の経営技術強化のための「エキスパートバンク事業」の推進
- (4)中小企業・小規模事業者の「ITクラウド等活用支援事業」に取り組む。特に、クラウド型会計ソフトを使って、会計や確定申告を省力化する。

- (5)小規模企業共済制度の周知と加入促進
- (6)中小企業倒産防止共済制度の普及と加入促進
- (7)「経小規模事業者経営改善資金(無担保・無保証人)」

- (1)海外への販路拡大、技術交流を模索している企業に対し、個別的に必要な海外経済情報等の提供
- (2)近隣都市で開催される国際見本市等の紹介
- (3)国際商取引や貿易業務に関する

- の利用促進と合わせて、「一日公庫」の開設
- (8) 国・県・市等融資制度の普及推進・指導をはじめ企業の合理化・設備投資を促す「中小企業設備近代化資金」「設備貸与制度」の周知徹底
- (9) 経営能力の向上を図ることを目的とした「人材能力開発事業（体系的人材育成）」の実施
- (10) 小規模事業者の記帳、経理事務を指導するため、「記帳機械化事業」の実施
- (11) 小規模事業者の節税対策として、青色申告特別控除55万円の適用が受けられるよう、「複式簿記記帳勸奨」の巡回強化およびe・Taxの普及促進
- (12) 山口県弁護士会と連携し、中小企業事業の抱える諸問題をテーマとした無料法律相談会等の実施
- (13) 所得税確定申告、消費税等の個別相談会の開催
- (14) 商工会議所顧問税理士による税の無料相談窓口の設置（毎月3回）
- (15) 創業や新事業展開を支援し「ワンストップ相談室」の充実強化
- (16) 中小事業者の後継者問題についての研修会・専門家派

- 遣等による事業承継支援の実施
- (17) 経営指導員等の資質向上のための研修会への参加および中小企業大学校への派遣、専門知識の充実強化
- (18) 経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所等の委託事業の実施
- (19) 営業に関する証明、取引関係証明等の発行業務
- (20) 中小事業者の人材確保について、ニーズを把握し情報提供等の実施
- (21) 地元企業の情報発信事業への支援とU・J・Iターン促進について要望
- (22) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と共同で、地域ブランドの創出と地域の健康経営に関する共同研究の実施
- (23) インボイス制度に対応するための個別相談会の開催

6. アフターコロナに対応した支援対策の推進

- (1) キャッシュレス決済の推進と必要な事項についての調査研究
- (2) デジタル・トランスフォーメーションの推進と必要な事項についての調査研究
- (3) アフターコロナに対応した

7. 商業開発基盤の整備と商業振興対策

- 新たなビジネスモデルの構築や業態の変化に対応した伴走型支援事業の推進
- (1) 商業部会の組織の充実強化と、商業全般の改善発展を図るための諸事業の展開
 - (2) 街づくり、地域活性化を主に実施される地域商業者等主導の共同イベント等への支援・協力
 - (3) 地域および地域商業者活性化に向けた調査研究
 - (4) 先進商業地域の事例等を情報収集し、視察研修の実施
 - (5) 「買物は呼び掛けあって我が街で」・「我が街を築く心でショッピング」をスローガンに会員事業所での地元買物運動の展開
 - (6) 「周南市内共通商品券」による地元買物運動の展開と、加盟店の更なる拡大
 - (7) 「周南市内共通商品券」の魅力アップに向けた商品券啓発運動の推進
 - (8) 「容器包装リサイクル法」における再商品化委託手続きおよび受付業務

8. 工業開発基盤の整備と工業振興対策

- 地区内工業者の事業活動を促進するため次の事業を行う。
- (1) 工業部会の組織の充実強化と工業全般の改善発達を図るための、諸事業の展開
 - (2) 工業先進地への視察研修の実施
 - (3) 山口県産業戦略本部による産業力強化に向けた戦略についての説明会・意見交換会の開催と調査研究会の設置
 - (4) 「ユニークな発想で業績アップ」をテーマに全国の中小企業経営者等を講師に研修会を開催、中小企業が生き抜くための経営改革と人材育成の一助とする

9. 建設振興対策事業

- 地区内の建設業者の事業活動を促進するため次の事業を行う。
- (1) 建設部会の組織の充実強化と建設業全般の改善発展を図るための諸事業の展開
 - (2) 公共事業の地元企業優先発注分離発注と公共工事の早期発注・平準化体制の確立

10. 運輸・交通・港湾振興対策事業

- 地区内の運輸交通港湾関係事業者の事業活動を促進するため次の事業を行う。
- (1) 運輸・交通・港湾部会の組織の充実強化と運輸港湾全般の改善発展を図るための諸事業の展開
 - (2) サンフェスタしんなんようおよびイベント等開催時に来場者を対象に交通安全普及啓蒙の実施
 - (3) 交通道徳の高揚と交通安全に対する啓蒙普及のため周南警察署および関係団体との連携による、交通安全キャンペーンの実施
 - (4) (一社)山口県トラック協会周南支部との共催により
 - (5) 労働力アップのためにU・J・Iターン希望者とのマッチング等により、人材不足が解消できる対策を実施
 - (6) 建設業許可申請書等の作成に関する初心者研修会の開催

- 交通安全に対する啓蒙普及と道路の環境美化の促進
- (5) 地域内の交通危険箇所を巡回調査し、関係機関へ改善要望の提言
- (6) 地域物流の円滑化を図るため、主要幹線道路等の整備並びに渋滞解消について行政等に要望
- (7) 古川跨線橋の架替えに伴う、地域物流円滑化へ向けた行政への提言

- (8) 「国際バルク戦略港湾」新南陽港区のハード・ソフト事業の整備促進
- (9) 周南地区沿岸警備協会における沿岸防犯事業に対する支援・協力
- (10) 山口県土木建築部港湾課による徳山下松港の中長期港湾整備計画の進捗説明と各種優遇措置の調査研究

11. 飲食・理容・美容・サービス振興対策の推進

地区内の飲食・理容・美容・サービス関係事業者の事業活動を促進するため次の事業を行う。

- (1) 飲食・理容・美容・サービス部の組織の充実強化とサービス業全般の改善発展を図るための諸事業の展開
- (2) 着物の普及を目的とした、

- イベント開催にむけての調査研究
- (3) 理容・美容の各組合が実施する講習会等の諸事業に対する支援・協力
- (4) 地域奉仕活動の一環として、市内福祉施設において「もちつき」の実施

12. 労働福祉対策事業

中小企業の経営環境の改善のため、雇用の安定、人材確保等次の事業を積極的に行う。

- (1) 人手不足などの課題に対して、会員等を対象にして行う無料の職業紹介事業の実施
- (2) 会員事業所が中小企業大学校を受講する受講料の助成の実施
- (3) 労働環境整備と労働条件の改善を図るため、専門家による個別指導の実施
- (4) 「雇用特別相談室」において、各種助成金・奨励金制度の周知と求人・求職情報の提供による労働力確保の円滑化の促進
- (5) 労働保険(雇用・労災保険)事務代行の推進
- ・業務災害・通勤災害による傷病等の補償給付の請求手続事務代行の推進

- ・高年齢雇用継続給付や育児休業給付の支給申請手続の事務代行の推進
- (6) 優良会員事業所および優良商工従業員表彰の実施
- (7) 新入社員等を対象とした実践的教育「新入社員ビジネスマナー」の実施
- (8) 新規学校卒業者の就職環境を改善するための情報提供
- (9) 就業体験(インターンシップ)の普及協力
- (10) 商工会議所が主催する検定事業の普及促進
- (11) 周南公立大学、徳山商工会議所、山口銀行、YMF G ZONEプランニングと連携し、地域人材循環の確立、起業、新規雇用創出に関する取り組みへの支援・協力の実施
- (12) 商工会議所会員および従業員に対し、福利厚生充実の一助とする為、各種共済制度の周知および加入促進のためのキャンペーンの実施
- (13) 商工会議所共済制度加入事業所に対する還元事業の実施
- (14) 会員事業所・従業員等の参加を得て、商工会議所会頭杯争奪ゴルフコンペを開催し、会員等親睦を深め、ネットワークを拡大し企業間の出合いをサポート
- (15) 指定された医療機関による健康診断受診の受診料の一部補助の実施
- (16) 健康増進に対する支援について要望
- (17) 社会一般の福祉増進に対する支援・協力

13. 商工技能の振興事業

商工会議所会員事業所の経営者および従業員等の資質向上を図るための、各種技能検定試験を実施する。

- (1) 簿記検定試験年3回の実施(6月、11月、2月)
- (2) 各種商工技術関係の調査研究

14. 調査、広報事業

商工会議所会員に必要な調査を実施し情報を提供する。

- (1) 経済・経営統計調査資料等の収集および提供
- (2) 小規模企業の景気動向、経営実態調査等国および県の委託による調査の実施
- (3) 中小企業早期景気観測(L O B O)による情報の提供
- (4) 大型店の景況動向調査並びに出店・増床等に係る情報収集
- (5) 空き店舗調査を行い、新規創業者等に対する情報提供
- (6) 「商工会議所ホームページ」による地域情報の発信と会員企業情報や、会員向け「お

- 得情報」の提供
- (7) 毎月発行する商工会議所報による会員への情報提供の充実
- (8) 日本商工会議所と全国商工会議所に対する当商工会議所実施事業の情報発信
- (9) 非会員事業者の商工会議所活動への参画の促進と市民PR
- (10) 特定商工業者法定台帳の整備と運営管理の充実強化
- (11) FAX通信による会員要望の目安箱設置
- (12) 商工会議所会員ニーズを把握するための巡回等によるアンケート調査の実施および当商工会議所のホームページ上に専用のメールアドレスを設置し、会員事業所をはじめとする地域事業者の意見・要望についての情報収集
- (13) 各報道機関との連携による広報活動の強化

15. 会議所運営の強化・活性化

商工会議所の組織活動を活発に進め、商工会議所運営の強化・活性化に努める。

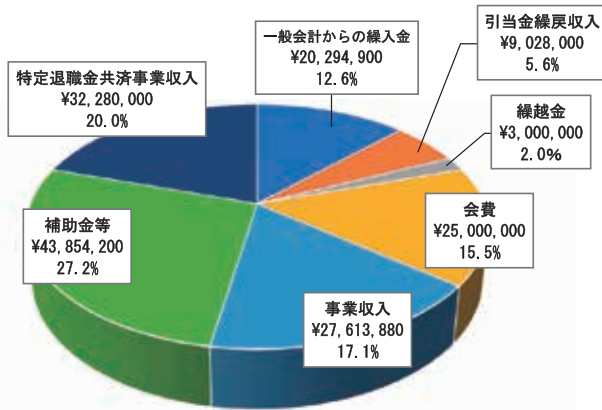
- (1) 通常議員総会(年2回)、常議員会の開催と議員研修・懇談会の開催および三役

- (1) 山口県内ビジネスチャンス創出プロジェクト「商工会議所・商工会ビジネスドラマフトやまぐち」による会員
 - (2) 山口県商工会議所連合会に対する事業運営並びに山口県下商工会議所議員大会への参加
 - (3) 山口県内ビジネスチャンス創出プロジェクト「商工会議所・商工会ビジネスドラマフトやまぐち」による会員
 - (4) 青年部・女性会に対する支援協力を図り、研修活動等の推進強化
 - (5) 事務の合理化と業務の効率化を図るための事務合理化（コストダウン）推進
 - (6) 商工会議所向け標準業務処理システム「TOAS」の活用による業務・経営指導等の効率化推進
 - (7) 職員の資質向上を図るための「職員能力開発講座（研修会）」の開催
 - (8) 徳山商工会議所と連携して商工会議所会員と関係団体との新年互礼会（年賀名刺交換会）の開催
 - (9) 日本商工会議所他各地商工会議所との連携強化
 - (10) 山口県商工会議所連合会に対する事業運営並びに山口県下商工会議所議員大会への参加
 - (11) 山口県内ビジネスチャンス創出プロジェクト「商工会議所・商工会ビジネスドラマフトやまぐち」による会員
 - (12) 中国地方商工会議所連合会並びに西瀬戸内商工会議所協議会との連携強化
 - (13) その他商工会議所の目的達成に必要な諸事業の展開
- 限定の商談の実施
- 16・組織・財政基盤の充実・強化
- ・商工会議所が地域経済発展の先導役を果たすための組織強化・財政基盤の確立を積極的に行う。
 - ・組織の強化
 - ・会員加入促進委員会を設置し、商工会議所役員一丸となって会員事業所加入促進運動の展開
 - ・会員事業所加入促進並びに会員脱会防止活動の展開
 - ・非会員の特定商工業者の加入推進を行い、組織率の強化を図る
 - (2) 商工会議所共済制度の普及促進
 - ・会員の安定的発展と従業員福祉向上のため共済制度普及促進月間を設け各種共済制度の普及拡大
 - (3) 財政基盤の充実
 - ・商工会議所業務の効率化推進と費用削減の徹底
 - ・各種事業の積極的な推進と収益事業の充実強化

令和5年度 収支予算

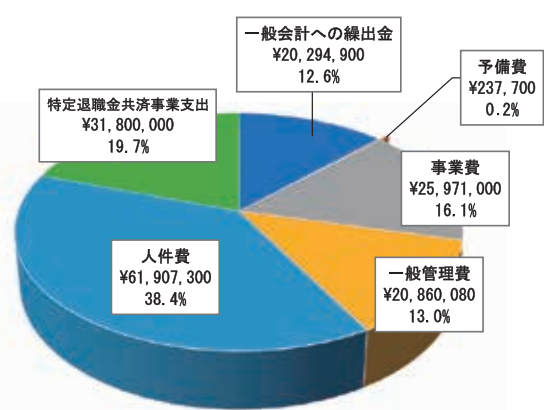
収入の部

総額 1億6107万980円



支出の部

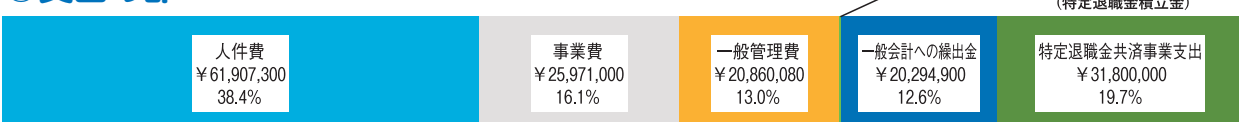
総額 1億6107万980円



収入の部



支出の部



令和5年度 周南市への要望に対する回答

更なる政策提言活動の強化を

昨年11月28日周南市へ7項目から成る政策提言（合同重点要望）を、今回も徳山商工会議所と合同で提出しました。またあわせて政策提言（要望趣意書）も徳山商議所と合同で周南市へ提出（当商議所報令和4年12月号掲載）したことを受け、3月29日周南市より回答があり、同日開催の当商工会議所役員・議員研修会の冒頭、赤坂会頭が藤井周南市長より要望に対する回答を受け取りました。

研修会は回答内容について、市長、副市長、各担当部長から実現化の見通しや、方向性、問題点等が説明され、当商議所役員・議員から熱心な意見質問が相次ぎ非常に充実したものとなりました。

今後も会員の皆様から寄せられた要望の実現に向けて、更なる政策提言活動と支援要望に取り組んで参ります。

令和5年度 徳山・新南陽商工会議所 合同重点要望への回答

1. 脱炭素化の推進と産業力強化の両立に向けた支援について

本市では、令和4年1月、産業競争力の維持・強化とカーボンニュートラルの両立に向け、コンビナート企業、化学工学会及び本市を構成員、国、県、学識経験者をオブザーバーとする「周南コンビナート脱炭素推進協議会」を設立しました。2050年周南コンビナートの脱炭素化を目指したグラントデザインやロードマップの策定に向けた検討のほか、構成企業では、令和4年8月、協議会と連携した取組として、国の補助採択を受け、燃料アンモニアのサプライチェーン構築を目指した共用インフラの整備検討を開始するなど、脱炭素化に向けた取組を意欲的に進めておられるところです。

こうした取組を更に推し進め、地域産業全体の脱炭素化

と競争力強化へとつなげるためには、企業個々の努力では対応困難な課題に対し、産学官・地域が一体となって社会実装の取組を進めることが必要と認識しています。そのため、引き続き、国、県と連携を図るとともに、取組が着実に推進するよう必要な要望等を行ってまいります

2. ウィズコロナ・アフターコロナ社会への支援について

(1) 消費喚起策について

本市では、これまで周南料飲組合及び周南西料飲組合が実施された「しゅうなんプレミアム付食事券」事業への支援や周南市内の対象宿泊施設に宿泊された方に、周南市内の飲食店や土産物の取扱店等で使用できる「泊まって応援！周南お楽しみクーポン」の配布を通じて、地域経済を活性化させるための消費喚起

策を講じてまいりました。

事業に取り組んでまいりました。

また、市外からの消費も含め、大きな経済効果を生み出したキャッシュレス事業者との連携による消費喚起ポイント還元キャンペーンも引き続き今年度も実施し、市内での消費喚起に繋げてまいります。

コロナ禍で先行きが見えない状況ではありますが、今後も、地域経済の回復のため、感染症の状況や経済情勢を勘案しながら、国、県の動向も注視しつつ消費喚起策についてスピード感をもって対応してまいります。

(2) 事業者へのコロナや原油価格・物価高騰に対する支援策について

本市では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受ける事業者への経済対策として、これまで様々な対策を講じてまいりました。

本市の経済対策の基本的な考え方は、1点目が「国・県の制度と連携し、国や県の様々な支援制度を補完しつつ、本市の実情に応じた支援策を講じること」、2点目が「地域経済の暮らしを支える大切な存在でありながら、手元資金が少なく、経営的に弱い立場にある小規模企業者、個人事業主の皆様へ寄り添い、事業継続を支援すること」、そして3点目が「感染予防策を講じた上での事業継続、新たな生活様式の中での経済回復と、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた支援を、商工会議所や関係団体等と連携しながら、迅速かつ的確に進めていくこと」です。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況や物価高騰等の経済情勢を勘案しながら、貴会議所をはじめとした経済団体との緊密なコミュニケーションのもと、本市独自の支援策を検討してまいります。

(3)情報インフラの整備と企業のDX推進や生産性向上に対する支援について

コロナ禍により、ライフスタイルや働き方、社会制度などにおいても、大きな変化が求められており、本市においても、先端技術、ビッグデータ等を活用し、活力ある豊かなまちへ変革する必要があります。

活動等を支援するなど、積極的にスマートシティの実現に向けた取組を推進してまいります。

3. 災害時の応援体制強化について

近年、全国的に自然災害が頻発しており、災害時の応援体制の強化について、年々その重要性が高まっています。災害時には、生活必需品などの物資や緊急輸送手段、エネルギー供給手段などの確保が非常に重要となることから、本市では関係団体と災害時の人的・物的支援の供給等に関する協定を締結しています。

4. 事業所誘致・地方への移住促進・若者の地元定着について

なお、企業誘致にあたっては、引き続き、山口県とも連携し、きめ細かな相談対応等を行うとともに、山口県や本市の利点など積極的な周知に努め、企業立地の推進を図ってまいります。

本市のコロナ禍における事業者のデジタル化等につきましては、令和2年度より「業界団体等新しい生活様式対応支援補助金」事業を実施しており、新しい生活様式を踏まえた活性化対策事業としてデジタル化などの新しい技術の導入等により課題解決を図る業界団体等の取組に対して支援してまいります。

この協定は令和4年11月時点で88件締結しており、引き続き、関係団体との連携を強化するとともに、協定の拡充を図るなど、災害に強く、安心安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

①本市では、企業立地促進条例に基づく補助、本社機能移転等促進補助、まちなかオフィス立地促進事業補助、情報・通信産業等支援補助などの支援制度を設け、地域経済の活性化及び雇用機会の創出に向けて、製造業、物流業、情報通信産業をはじめとする多様な業種の企業立地に取り組んでおります。

また、令和3年度からはハローワーク徳山と連携し、求人情報の動画化により、求職者に対して仕事内容や働くことの魅力、市内事業所の特徴について、情報発信事業を行っております。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況や物価高騰等の経済情勢を勘案しながら、貴会議所をはじめとした経済団体との緊密なコミュニケーションのもと、本市独自の支援策を検討してまいります。

今後、貴所をはじめ関係団体等と緊密に連携しながら、必要に応じて市民生活や経済

②移住に関する相談につきましては、令和2年度より、シティプロモーション課が総合的な相談受付窓口となり、シティプロモーション活動とあわせて、移住等に関するPR活動を行っております。

移住に関する相談は、その内容が多岐にわたることから、シティプロモーション課において内容を整理し、庁内の担当部署へつなぐようにしています。

に取りながら業務を進めてい
るところです。

引き続き、相談しやすい窓
口業務の運営、ご相談に対応
できる庁内連携の強化、本市
の取組状況も含めた効果的な
市内外へのPR活動の実施に
より、貴重な相談が本市への
移住や移転につながるよう努
めてまいります。

5.「周南市学び・交流プラザ」 の交流アリーナの大型エア コン設備の設置について

周南市学び・交流プラザは、
基本構想段階から多くの皆様
の意見・要望を踏まえて整備
をいたしました。

交流アリーナについては、
地域のスポーツ施設機能を維
持するため、床面積と観覧席
の確保を最優先に整備し、供
用開始後も利用者の皆様のご
協力のもと、暗幕の設置や役
員観覧席上のエアコンを適宜
稼働するなどの工夫により運

営しております。

しかしながら、昨今、夏期
における熱中症など健康不安
を生じる恐れから、空調設備
整備の必要性は高まっている
と捉えております。

施設をより快適にご利用い
ただけるよう、現在の設備を
最大限活用するとともに、利
用者の安心安全の確保と施設
機能の向上に資する空調設
備の整備について、引き続き、
検討を進めてまいります。

なお、災害時の避難所とい
たしましては、現在、新型コ
ロナウイルス感染症拡大防止
の観点等から、避難者が密と
ならないよう、エアコンを備
えた各交流室や多目的ホール
等を分散してご利用いただい
ております。

また、現在、本市に138
カ所ある指定避難所につきま
しては、通常は、主に学校や
市民センターなど様々な用途
で使用している施設です。

避難所開設にあたりまして
は、避難者が密とならないス
ペースの確保や体調管理・衛
生環境への配慮のほか、必要
な物資や資材の計画的な備蓄
及び拡充等、新型コロナウイルス
感染症対策を踏まえた防
災対策に継続して取り組んで
まいります。

6. 古川跨線橋架け替え事業 に関する対策について

古川跨線橋につきましては、
令和2年6月30日に架け替え
に着手して以来、工事は順調
に進んでおり、現在、北側で
は、新しい橋の橋脚を設ける
際に支障となる雨水排水管の
移設工事を、南側では、線路
上空にかかる橋梁の撤去をお
こなっているとところです。

この工事は、民家が密集し
ている市街地での施工である
ことに加え、作業時間や工法
に著しく制約を受ける線路上
での作業が必要となることか

ら、撤去と架設、あわせて約
10年間の工事期間を見込んで
います。

架け替え工事中はこの跨線
橋が全面通行止めになること
から、これまで、地域住民や
企業、学校、警察等との協議
を重ねた上で、周南大橋を活
用した新たな通勤ルートの整
備や周辺信号サイクルの調整、
代替通学路を中心とした区画
線設置や路肩拡幅など、様々
な対策に取り組み、周辺道路
の渋滞緩和や安全確保に努め
てきました。

古川跨線橋は産業活動や市
民生活に大きく寄与してい
る幹線道路であり、通行止め
に伴う影響が大きいことから、
引き続き、地域住民や企業の
声に耳を傾けながら必要な対
策を講じるとともに、鉄道事
業者や国、県と連携して架け
替え工事を進め、一日も早い
完成を目指してまいります。

7. 徳山駅前地区市街地再開 発事業への支援について

徳山駅前地区市街地再開発
事業につきましては、徳山駅
前地区市街地再開発組合を中
心に民間の皆様が連携し、多
大な時間と労力をかけて取り
組んでおられ、着実に進んで
いるところです。

本市といたしましても、周
辺への波及効果、中心市街地
の更なる活性化、地域経済の
発展、周南市の価値向上に寄
与する事業であると考えてお
り、2023年の竣工に向
け、引き続き全面的に支援し
てまいります。また、周辺の
商店街への回遊性と安全性の
向上のため、本再開発事業に
合わせ、2021年度より
老朽化したアーケード等の撤
去に対する支援を開始してい
ても整備を進めてまいります。

令和5年度
周南市への施策要望
への回答

1. シティプロモーション推進事業と徳山駅周辺の案内表示について

【徳山】本市の「関係人口100万人ネットワーク」への取り組みにつきましては、「シティプロモーションスペシャルサイト」をプラットフォームに、

本市の魅力を発信し、ファンクラブ「周南市こころつながる応援隊」「周南市公式ライオン」等で本市のファンを増やし、まちづくりに知恵と力を貸してもらえたいことを目指して取り組んでいます。

引き続き、積極的な情報発信に努め、市の認知度・好感度・価値の向上、シビックプライドの醸成、関係人口の拡大を図ることで、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。

また、徳山駅前広場等に設置している案内板につきましては、再開発事業が進み刻々とまちの状況が変化していますので、適切なタイミングを見計らいリニューアルしたいと考えております。なお、駅構内の案内板は、JRの管轄になりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

2. 新規創業に対する支援について

【徳山】本市では、平成26年5月に、商工会議所や金融機関等の創業支援事業者で構成される「周南市創業支援等協議会」を立ち上げ、この中で創業講座の開催や創業相談など、きめ細やかな創業支援に取り組んでおり、これまでに230名を超える創業者を輩出しているところです。

これらの創業者の内、特定創業支援事業を受けた方については、市が証明書を発行することで、登録免許税の軽減や融資における優遇措置などを受けることができます。また、「まちなかオフィス立地促進事業補助金」の中で、新規開設時に雇用する従業員の数要件を撤廃したほか、「中小企業振興融資制度」の起業化支援資金の自己資金要件の免除を行うなど、新規創業者に対する支援を行っております。

今後、周南市創業支援等協議会をはじめ関係団体等と連携し、創業に向けた機運醸成事業に取り組み、創業希望者の拡大を図るとともに、創業者の拡大を助成する学習機会を提供や相談受入環境の充実、新たな創業支援制度の検討などに取り組んでまいります。

3. 商工会議所の部会との意見交換会について

【徳山・新南陽】官民一体となって活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくりを進めていくためには貴会議所との連携は不可欠であり、これまでも随時、協議や情報交換の機会をいただいております。

市政に対するご理解と、地元事業者や関係団体の皆様のご意見ご要望を施策に活かしていくことが重要であり、貴会議所の部会との意見交換会を貴重な機会として捉えておりますので、本市としまして

4. コンビナート企業の工業用水安定確保について

【徳山・新南陽】工業用水の安定確保につきましては、徳山・新南陽両商工会議所やコンビナート企業の皆様、本市の働きかけなどにより、県において、川上ダムにおける一時貯留、渇水期における温見ダムからの応援給水、「基本料金」と「使用料金」による2部料金制度の導入、「島田川工業用水道」の導管など、様々な対策を講じてこられたところです。

5. 官公需の発注について

【徳山・新南陽】①大型工事の発注におきましては、従前から可能な限り分離・分割発注を行うとともに、JV方式の活用により、市内事業者の受注機会の確保に努めているところです。

また、通常の工事において

も、従前から、地元業者への発注を大原則として、市内業者で施工可能なものは、技術力向上の意味も含め、市内業者への優先発注に努めているところである。

なお、公共工事につきましても、限られた財源の中で必要性・緊急性の高い事業を計画的に実施していくこととなりますが、国・県等の補助事業を有効に活用するなど、必要な財源の確保に努めています。

②設計業務の発注におきましても、工事と同様に、市内業者への優先発注に努めているところである。

また、現状では、低価格入札により業務の品質が低下するよう問題は起きていませんが、過度の低価格入札は業者の負担となり、業務の品質低下の可能性もありますので、対応が必要であると認識しております。

本市といたしましても、国・

県等の動向を踏まえ、低価格入札によるダンピングや業務の品質低下を防止するため、最低制限価格制度等の導入に向けた検討を進めてまいります。

③公共工事の施工時期の平準化は、計画的な施工体制の確保や、建設技能者の処遇改善が図られるとともに、公共工事の品質の確保にもつながることから、全国的にも一層の取組が促進されているところです。

本市におきましても、積算の前倒しによる早期発注や、債務負担行為、年度繰越手続きを有効に活用し、発注者の責務として、施工時期の平準化の取り組みを積極的に進めてまいります。

④下請につきましては、従前より元請業者に対して、市内業者の活用を促すとともに、資材についても市内業者から調達するよう指導しており、引き続き、地元企業が工事に

参加できるように努めてまいります。

条件付一般競争入札におきましては、広く不特定多数の入札参加者を募るという制度の趣旨のもと、競争性の確保のため、地域要件は「市内」を最小範囲としております。

地域要件を更に狭めることは、競争性の確保が困難になることから、地域要件の変更は考えておりません。

なお、資本関係及び人的関係のある企業の入札参加につきましては、公正な入札執行の観点から取り扱いについて研究を進めてまいります。

6. 周南市の港湾地域と主要幹線を結ぶ道路の総合的な整備について

【徳山・新南陽】

徳山下松港は現在、国際物流ターミナル整備事業が進められており、今後は更にカーボンニュートラルポートの実現に向けたバイオマスや

水素・アンモニアなどの次世代エネルギーの供給拠点としての進化を目指していることから、海上輸送と陸上輸送との連携強化や平常時・災害時を問わない安定的かつ円滑な物流確保に対応した幹線道路ネットワークの形成が求められています。

しかし、徳山下松港と主要幹線道路を繋ぐ物流交通のアクセスは、市街地を通過するルートしかなく、一般車両との混在による交通渋滞や大型車両がJRの軌道上や高架下を通行する際の安全面のほか、環境への配慮など、多くの課題を抱えています。

本市といたしましては、貴会議所との連携を図りながら、これらの課題解決をはじめ、企業の国際競争力の強化や観光振興等、長期的な視点での経済効果を勘案した道路の整備について、様々な視点や方法で検討するとともに、引き続き、国や山口県に対し

要望してまいります。

7. 道路網の整備及び交通対策について

①市道泉原合田敷線と慶万浦山線の開通について

【徳山】

都市計画道路泉原合田敷線と慶万浦山線の一部につきましては、国道2号と市街地を環状に結ぶネットワークを形成する路線となることから、長期未着手都市計画道路の見直しにおいて存続路線としています。

都市計画道路の整備につきましても、市街地全体の交通ネットワークや渋滞状況、交通安全等を勘案しながら、優先度を検討して参りたいと考えております。

②産業道路の拡張・インフラ整備について

【新南陽】

県道172号徳山新南陽線いわゆる産業道路は、周南コンビナート群を連絡する幹

線道路として、地域経済を牽引する重要な路線であると認識しています。

産業道路の拡張・整備は、渋滞の緩和をはじめ地域経済の活性化や利用者の安全確保に大きな利益をもたらすことから、道路管理者である山口県に対して、令和5年度予算

に産業道路の整備を盛り込んだ「幹線道路網の整備促進」を要望しているところです。

今後も引き続き、産業道路のインフラ整備について県や公安委員会、関係機関との調整を図ってまいります。

③中溝交差点集約事業の取りやめについて

【新南陽】

国道2号と市道新南陽山手線、都市計画道路中溝線の交差点については、道路管理者である国土交通省および信号機を管理する山口県公安委員会と協議を行い、安全を第一に考えた形状で計画してい

ますが、事業の実施に当たります。周辺地域の道路の利便性や渋滞状況などを勘案し、最適な形状となるよう引き続き関係機関等と協議を進めて参ります。

④車道の不具合修繕及び自転車専用通行帯の設置

【新南陽】

ご要望が上がっている路線の内、平野交差点347号線から国道2号に上がる道路（市道浜田線）の不具合箇所については今年、舗装改修工事を行い、完了いたしました。県道178号については、道路管理者である山口県

に対し要望内容をお伝えしております。今後は適正な維持管理をおこない、安心安全に道路を利用して頂けるよう努めてまいりますと考えております。

自転車通行帯については、令和3年度から本市でも設置できるよう「周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例」の改正をしております。今後は道路状況を調査し、道路整備の際には自転車等の通行量が多いと見込まれる道路について、自転車通行帯の設置を視野に入れながら検討を進めてまいります。

8. 設備投資に係る固定資産税のキャッシュバック制度など奨励支援制度の更なる拡充について

本市では平成16年に企業立地促進条例を制定し、市内事業所の設備投資や新規雇用を支援すること、地域経済の活性化及び雇用機会の創出に取り組んでおり、現在に至るまで4度の条例改正を行い、より効果的な制度運用を図っています。

本条例は、令和5年度末に失効となりますが、それまでに条例改正を行うことで、引き続き、制度運用を図ってま

【新南陽】

りたいと考えております。条例改正にあたりましては、徳山・新南陽両商工会議所の要望も踏まえ、同様の制度を持つ他自治体の制度内容、財政規模等の比較を行うとともに、本市の産業構造、現下の財政状況、企業立地適地の状況、本制度による経済効果等、多角的に検討してまいります。

9. 新南陽地区への出店にかかる支援について

【新南陽】

本市では、魅力ある中心商店街づくりを推進し、地域の活性化を図るため、商店街に不足している業種や、魅力ある商店街の創出に繋がるお店を出店する事業者に対し、初期投資に係る経費に対して補助金を交付する「テナントミックス推進事業」に取り組んでいます。

また、中心市街地における多様な業務の集積度を高め、

拠点機能を向上させるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として、事業者がまちなかの賃貸借物件にオフィスを新規開設する際、そのオフィスの運営及び雇用の創出に対し「まちなかオフィス立地促進事業補助金」を交付しています。

これらの事業は、ご存知のとおり、中心市街地に位置する徳山駅前の一帯地域を対象とした事業として、取り組んでおります。

本市といたしましては、市内の各地において、多くの事業者の方々が、商業やサービスなどを営まれている実態を踏まえ、今後は、市内のそれぞれの地域が抱える経営課題等に対応できる支援制度について、検討してまいります。

【新南陽】

住宅リフォーム助成事業

は、平成27年度に実施した際には、補助金支出額1億円に対して、約8倍の7億9,600万円もの工事総額が発生しており、一定の経済効果のある事業であると認識しているところですが、住宅リフォーム助成事業は、環境対策やバリアフリー対策など、様々な目的で実施される事業もあることから、物価高騰、燃料高騰等の経済対策をはじめとした国の施策の動向や他自治体の例を参考としたりうえで、引き続き検討を進めてまいります。

市内20地区において地域の支え合い助け合いについて話し合う「協議体」を中心に、買い物など、高齢者が抱える暮らし困りごとのニーズ把握を行っています。

また、「高齢者保健福祉実態調査（民生委員児童委員・市・社会福祉協議会の共同実施）」において、70歳以上の単独世帯及び75歳以上の高齢夫婦のみ世帯を対象に、日用品の買い物等の日常生活の困りごとの調査を実施しています。

こうした取り組みを通じて、課題を整理し、必要な対応策を検討するなど、買い物支援に取り組んでまいります。

徳山下松港は国際バルク戦略港湾でありながら、県内のコンテナ貨物の約半数を取り扱う周南地域の経済を支える大変重要な港です。新南陽地区へのタイヤマウント式を含むコンテナクレーンの整備は徳山下松港のBCP対策のほか、ポートセールスにおいても大変有効だと考えられますので、港湾管理者である山口県へ要望してまいります。

11. 高齢化の進展に伴う買物弱者対策について

【新南陽】

本市では、平成28年度から地域の住民同士で高齢者の困りごとを支え合う「生活支援体制整備事業」を開始し、地域での助け合い・支え合い活動を推進しています。

この事業において、現在、

①徳山下松港の代替港として
12. 港湾施設等の整備について

【新南陽】

徳山下松港の港湾施設整備や機能拡充は、地域産業、経済活性化や立地企業の国際競争力強化のために必要な整備であり、本市の発展に繋がる重要な物流基盤であることから、最重点課題として取り組むこととしております。

新南陽地区の航路拡幅や岸壁延伸などの港湾整備は、大型石炭船舶輸送を可能にし、

石炭コスト削減による地元企業の活性化が図れるため、引き続き、早期完成に向け国及び県へ要望してまいります。

②新南陽地区港湾施設の整備促進・岸壁の延伸について

【新南陽】

徳山下松港の港湾施設整備や機能拡充は、地域産業、経済活性化や立地企業の国際競争力強化のために必要な整備であり、本市の発展に繋がる重要な物流基盤であることから、最重点課題として取り組むこととしております。

新南陽地区の航路拡幅や岸壁延伸などの港湾整備は、大型石炭船舶輸送を可能にし、

石炭コスト削減による地元企業の活性化が図れるため、引き続き、早期完成に向け国及び県へ要望してまいります。

④老朽化の進む港湾設備の更新・修繕・周辺の環境美化について

【新南陽】

本市の産業・経済活動を担っている徳山下松港の港湾施設は、港湾管理者である山

口県において、施設の機能維持に向けた取り組みをされるなど、適切に維持管理されておりませんが、経年劣化等も見受けられることから、港湾施設の更新、整備の推進を要望するとともに、関係機関と連携しながら周辺環境美化にも取り組んでまいります。

⑤新南陽公共埠頭の野積場の有効活用について

【新南陽】

新南陽公共埠頭を含め、徳山下松港の港湾施設は、港湾管理者である県において適切に維持管理されておりませんが、ご要望の野積場の舗装等につきましては、港湾施設の利便性の向上に繋がることから、県に要望してまいります。

本市におきましては、高齢の方が外出しやすい環境を創

出するため、免許を持たない高齢者等を対象に、運賃の一部を助成するバスタクシー運賃助成事業を令和3年10月から実施しています。日常の移動等の際には、本制度をぜひご利用ください。

今後も引き続き、持続可能な公共交通ネットワークの検討と合わせ、新技術を活用した新たな交通システムによる交通不便地区の解消等について、先進地の取組を参考にするなど研究して参ります。

14. TOSOH PARK 永源山 YONGUEN

① TOSOH PARK 永源山の魅力度向上について

【新南陽】

公園内の軽飲食施設につきましては、現在、公募による民間の事業者が経営を行っており、来園者の満足度を高めるべくメニュー等の充実に努めておられます。市といたしましても、民間事業者と連携し、

軽飲食施設が充実するとともに、TOSOH PARK 永源山の魅力が向上するよう努めてまいります。

県道新南陽津和野線における植栽活動につきましては、令和2年度より山口ゆめ花博の剰余金による「ゆめ花博の成果を活かしたまちづくり活動支援事業」において支援をさせていただきます。当該支援事業につきましては令和4年度で完了となりますが、道路管理者である山口県と引き続き調整・協力をしてまいります。

② TOSOH PARK 永源山の修繕と設備の改装について

【新南陽】

TOSOH PARK 永源山は、開設から約37年が経過しており、施設の老朽化が進んできたことから、平成26年に「周南市公園施設長寿命化計画」を策定し、施設の改

修などを計画的に実施し、令和4年度におきましても、市政記念広場の噴水ポンプや園路防護柵の改修を行っております。今後も、公園利用者の安全確保を最優先とし、日常点検や定期的な施設調査を行い、適切な公園の維持管理や施設の更新に努め、順次修繕を行ってまいります。

15. 周南市新南陽球場周辺を中心としたスポーツ文化の拠点づくり

【新南陽】

周南市新南陽球場は、バックスクリーンとライト側スタンドの外側など、隣接する工場の敷地等と境界が接している箇所があり、現状ではランニング・ウォーキングコースの幅員を確保することができません。また、駐車場が狭く、車両と利用者が交錯する危険性があり、新南陽球場を周回するランニングコース等の整備は困難な状況です。

市といたしましては、引き続き新南陽球場をはじめ、周辺施設の適切な維持管理を行い、スポーツや健康づくりに親しめる環境づくりに努めてまいります。



閉所のお知らせ

令和5年
5月3日(水)▶5月5日(金)まで



上記期間は、閉所させていただきます。何かとご迷惑をお掛け致しますが、よろしくお願い致します。

お知らせ 国家試験 令和5年度(前期)

技能検定試験 技能五輪山口県予選大会

働く人々の技能を証明する国家検定試験です。高度な技能を国や県が公に認めたことが証明されます。

お問い合わせ先

山口県職業能力開発協会

- 受検申込期間 4月3日(月)～4月14日(金)まで
- 受検案内(受検申請書)は当協会、市町労働担当課、職業安定所等に用意しています。
- 検定実施職種

園芸装飾/造園/機械加工/鉄工/建築板金/工場板金/仕上げ/ダイカスト/電子機器組立/電気機器組立/建設機械整備/婦人子供服製造/家具製作/建具製作/印刷/石材施工/とび/左官/タイル張り/畳製作/防水施工/内装仕上げ施工/熱絶縁施工/サッシ施工/表装/塗装/フラワー装飾/路面標示施工/産業洗浄 等

●印は技能五輪山口県予選大会職種
(平成12(2000)年1月1日以降に生まれた者が予選大会に出場できます。)

山口市旭通り二丁目9-19
山口建設ビル3階
☎083-922-8646

■ホームページでも技能検定のご案内をしています。
URL <http://y-syokunou.com/>

経営者に聞く

【概要】1959年10月に東ソー株式会社などの合併会社、日本シリカ工業株式会社として設立。2003年に東ソー株式会社100%出資会社となり、社名を東ソー・シリカ株式会社に変更し、現在は沈殿法シリカ、ゲル法シリカ、珪酸ソーダ、化学石膏の製造販売を手掛ける。2019年には低燃費タイヤ用シリカ製造設備の第五期能力増強、2020年には韓国に東ソー南海シリカ株式会社を設立、2022年には特殊シリカ製造設備を増強するなど、事業基盤の整備を進めている。河本裕社長は1981年に東北大学法学部を卒業し、1988年に東ソー株式会社に入社。化学品事業部ソーダ営業部ソーダ課長、購買物流部物流グループリーダー、化学品事業部ソーダ営業部長、理事として大阪支店長、日本ポリウレタン工業株式会社取締役常務執行役員から合併後、ウレタン事業部長を歴任。上席執行役員・ウレタン事業部長兼企画開発室長から2018年に東ソー・シリカ株式会社社長就任。



■東ソー・シリカ株式会社[南陽工場]
〒746-0006 山口県周南市開成町4560番地
tel.0834-62-3590
<https://www.n-silica.co.jp/>



東ソー・シリカ株式会社
代表取締役社長 河本 裕さん

トップインタビュー vol.088

▲東ソー・シリカ株式会社第一工場

「ありがとう」河本さんはこの言葉を大切にしている。感謝の気持ちを忘れることなく、人とのつながりを大切にできる人材の集う会社でありたいと話す。

河本さんは両親への感謝、友達への感謝、先輩や後輩への感謝を持ち続けられる人材の育成に取り組む。

「法学部から化学メーカーに就職したように、仕事は経験と学びを積み重ねていけば身につく、力を発揮できる場所がどこかにある」と自身を振り返る。「一番大切にしたいのは自分を成長させてくれたいろいろな方との出会いに感謝する気持ち。その感謝を持ち続けて欲しい」と笑顔を見せる。

同社はシリカの専門メーカー。シリカ製品は普段の生活になくはない材料としてタイヤやベルト、パッキンなどのゴム補強充填剤として使われている。特に、自動車分野では「ころがり抵抗を小さくした低燃費タイヤ」に使用され、燃費の向上とCO2削減に寄与している。また、塗料の艶消し材やインクジェット紙のじみ防止剤、スマートフォンカバーの傷防止剤、液晶画面やフィルムの反射防止剤、歯磨き粉や入浴剤など身近な部分に幅広く活用されている。

河本さんは「シリカは料理で例えるならば調味料のようなものかもしれない。食材ではないが、不可欠なもので、実際に素材に混ぜることで用途や機能を変化させ、時代のニーズに合わせて変化させることができる」と可能性に目を輝かす。

社長としてコロナ禍で様々な選択をしてきたが「今はまだ、結果や評価をするには時期尚早だが、アフターコロナの世界経済を見据えて、成長できる準備はしてきた」と韓国での東ソー南海シリカの設立や特殊シリカの能力増強など、東南アジアやインドへの展開をにらみ、事業基盤の整備を進めた。

「専門メーカーとして需要があるところに供給をしている。様々な素材の機能を引き出す可能性を秘めているシリカは夢がある。顧客としっかりと打ち合わせをしながら、一步一步、社会が必要としているものを生み出す一翼を担い、しっかりと業績を伸ばしていきたい」と話す。

地元で育った企業として周南地区出身者が多い。サンフェスタしなんなんようでは企業神輿を出すなど、地域のお祭りにも社内で告知し、積極的に参加してきた。また、野球やバドミントン、フリーストアといったサークル活動も盛んで「社員の方が地域で楽しく活動していくことが地域の元気につながり、愛される会社になる」と河本さんは話す。一人一人が仕事以外でも地域に根付いて生活基盤を持っていることが、人材として地域で育ててもらったことができ、結果、会社の強みにもなっていると喜ぶ。

「明日は明日の風が吹く」と前を見る姿勢を忘れない。笑う門には福来ると苦しい時ほど自分を鼓舞してきた。人材評価は今の時代、学歴や経歴ではなく、自分の成長を信じて取り組む姿勢こそ大切に評価したいと次世代を担う若者にエールを贈る。

3月16日

もちつき
奉仕活動

当商議所の飲食・理容・美容・サービス部会（部会長 坪倉浩巳）は奉仕活動の一環として、社会福祉法人周陽会社会就労センター・セルブ新南陽を訪問し、施設利用者ら約40人と餅つきを楽しんだ。この活動は今回で18回目。昨年はコロナ感染拡大の影響で実施することが出来ず、約2年ぶりの開催となった。餅米15キロ、餅とり粉、杵を準備して坪倉会長、安達副会長、職員の5名で訪問した。



坪倉部会長、セルブ新南陽利用者の方と餅つきを行う

「よいしょ、よいしょ。」の掛け声にのせて、施設利用者や施設職員と一緒に、杵を石臼に力一杯打ち込み楽しく餅をついた。餅は参加者全員で丸めて家庭に持ち帰った。

コロナ前はついた餅をその場でぜひんざいに入れて皆でおいしくいただき、楽しいひと時を過ごしていたが、二〇二〇年からは実現していない。

最後に中村忠俊所長と利用者代表の方よりお礼の挨拶があり、令和4年度の餅つき奉仕活動を盛会に終えた。

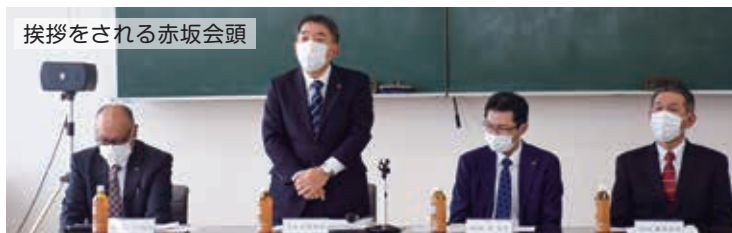
3月22日

第140回常議員会

新体制になって初めての常議員会が開催された。

議題は新南陽商工会議所会員入会に伴う常議員会承認、第64回通常議員総会提出議案について審議し全会一致で可決承認された。

また3月29日開催の第64回通常議員総会について、議員研修会は開催しその後の懇談会は開催しない旨が報告された。



挨拶をされる赤坂会頭

日本商工会議所・新南陽商工会議所 主催

2023年度 簿記検定試験のご案内

施行日	施行級	申込方法/期間	
6/11 (日)	1級	窓口	4/24日～5/15日
	2級	現金書留郵便	4/24日～5/10日
	3級	ネット	
11/19 (日)	1級	窓口	10/2日～10/23日
	2級	現金書留郵便	10/2日～10/18日
	3級	ネット	

施行日	施行級	申込方法/期間	
2024年 2/25 (日)	2級 3級	窓口	2024年 1/9日～1/29日
		現金書留郵便	2024年 1/9日～1/24日
		ネット	

- 窓口受付時間 平日(月～金) 9時～17時
- 現金書留郵便 各回郵便申込期間の最終日必着
- ネット申込の支払い期限 各回ネット申込期間の最終日の2日後まで

《全国健康保険協会山口支部からのお知らせ》

令和5年4月より生活習慣病予防検診等の自己負担が軽減されます

多くの会員事業所が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）の保健事業が、令和5年4月より充実されることとなりました。

具体的には、生活習慣病予防検診の更なる利用促進を図るため、**健診費用の補助が増額**されます。

健診費用は約19,000円で、協会けんぽの補助の増額により**自己負担が約5,000円**で受診できるようになり（令和5年3月までの自己負担は約7,000円）、併せて腹部超音波検査や眼底検査を含んだ**付加健診の費用の補助も増額**されます。

また、令和6年4月からは、付加健診の対象年齢が、現行の「40、50歳のみ」から「40～70歳の5年ごと」に拡大されます。なお、生活習慣病予防健診は、定期健診の検査項目に肺・胃・大腸がんの検査を加えた充実した健診であり、定期健診に代えて受診できます（受けたこととなります）。

協会けんぽでは、「働く人の元気」、「企業の元気」に繋がる健診制度の利用や加入者の健康チェック、健康づくりの取組を呼び掛けています。

【問合せ先】全国健康保険協会山口支部 ☎083-974-1501



「小規模事業者持続化補助金」

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】 小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援
※常時使用する従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】 50～200万円

⇒**免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）**

【補助率】 2／3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3／4）

【補助対象】 店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者**インボイス転換事業者**を対象に、全ての枠で一律に万円の補助上限を上乗せし、販路開拓税理士への相談費用を含むを支援します。

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率		2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4)		
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例		50万円* ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に万円を上乗せ		

活用例

事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

応募方法：原則 jGrants による電子申請

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。



商工会議所地区HP



jGrants
(ID取得)

お問い合わせ先 **新南陽商工会議所** TEL (0834) 63-3315



青年部活動報告



3月8日(水) 3月度例会男塾

3月8日(水)に3月度例会男塾が開催されました。今年度最後の例会という事もあり、多くのメンバーが参加しました。

この度「三浦運輸(株)周防コーヒーファクトリーの濱本義幸さん」が新たに青年部のメンバーとなりました。濱本さんの挨拶の後、今年度最後の男塾を開催しました。

今月の男塾では、参加した全てのメンバーに「わたしの仕事」と題しまして、3分ほどのスピーチを行っていただきました。

日頃人前で話すことがない人も、場慣れ・経験を積みめればということから企画されました。同時に各メンバーの仕事や業務内容について深く知る事が出来る貴重な機会となりました。



3月20日(月) 令和4年度 卒会者を送る会

3月20日(月)に令和4年度の卒会者を送る会が開催され、この度卒会される7名を送り出しました。京瀧次年度会長より、先輩方への感謝の意を込めた挨拶



の後、一人一人に感謝状を手渡しました。その後、青年部OBの方々からのビデオメッセージを視聴しました。しばし卒会者と現役メンバーが歓談した後、卒会者による余興を楽しみました。

会では感謝状と記念品を贈呈し卒会を惜しみました。青年部の歴史を作っていたいただいた先輩方との思い出を懐かしみながら、これからも青年部活動に邁進する気持ちを固めた会となりました。

卒会する7名のメンバー

- 足立高康 (㈲アタチ) 平成27年入会
- 井手純平 (アサヒミネラル工業(株)) 平成25年入会
- 井本義朗 (㈱ケイワン) 平成20年入会
- 小早川淳司 (㈱小早川運送) 平成21年入会
- 福田章広 (活魚&新洋食工房ALBERO) 平成25年入会
- 藤井雄大 (ハウエル興産(株)) 平成29年入会
- 山本忠明 (㈲山本屋) 平成11年入会

新南陽商工会議所青年部 随時会員募集中!

<入会資格>

- ・新南陽商工会議所会員事業所の経営者、後継者又は従業員の方
- ・満45歳以下の方

お気軽にお問い合わせください。

新南陽好き
集まれ!!

お問合せ 新南陽商工会議所青年部事務局 周南市宮の前2-6-13 TEL:0834-63-3315

頑張る
会員さん

応援します!

No.159

周南コンビナート工場内を中心に各種の物流作業・製造補助作業などの対応をしている静峰興産株式会社さんを紹介させていただきます。



創業 1955年(昭和30年)10月 創業当時は個人事業として設立
 1964年(昭和39年)10月 静峰興産株式会社として営業開始
 創業68年になり今年2月には本社新社屋完成

従業員は安全第一の姿勢で取り組み、工場内外での定修・保全などあらゆる場面にタイムリーに対応いたします。

主な作業内容

- 工場内での製造プラント保守作業
- 空調機器設置・調整作業
- 薬品包装作業
- 製造機器の設置取付及び撤去作業等



社員第一主義の方針を貫き、常に高品質のサービスを提供し続けることをお約束しています。

構内作業請負事業及び機械部品、建設資材輸送のことなら是非、静峰興産株式会社へお任せください。



新社屋エントランス



新社屋はガラス張りの事務所に



静峰興産株式会社

所在地/周南市中央町2-3
 営業時間/8時30分～17時
 定休日/土曜日、日曜日、祝日
 電話番号/(0834)63-4161



サービス
コラム

「今後注目される『金融政策の正常化』とは」

株式会社大和総研 金融調査部 主席研究員

内野 逸勢



潮流を読む

日銀の黒田東彦総裁の後任に、経済学者で元日銀審議委員の植田和男氏を起用する人事案が国会に提示された。後任の植田氏がどのような金融政策を行うか注目が集まっており、特に市場との丁寧な対話の中で「金融政策の正常化」をどう進めていくかが今後の金融政策運営の成否の鍵を握ろう。そもそも「金融政策の正常化」とはいかなるものか。日本銀行によれば「金融政策」とは、金融市場に資金を供給する（Ⅰ金融緩和）と、吸収する（Ⅱ金融引締）という公開市場操作などの手段を用いて、金融市場における金利の形成に影響を及ぼし、通貨および金融の調節を行うことである。「金融政策」を決めるのは、日本銀行・政策委員会によって年8回開催される「金融政策決定会合」であり、金融経済情勢に関する検討を行い、次回会合までの金融政策の運営方針を決定する。

策は、金融緩和政策と呼ばれる。その一方、政策金利が上昇すると、金融機関は、以前より高い金利で資金調達しなければならず、貸出金利を引き上げるようになり、企業や個人は資金を借りにくくなることで、経済活動が抑制されて、景気の過熱が抑えられ、物価に押し下げ圧力が働くことになる。このように、景気の過熱を抑えるために行われる金融政策は、金融引締政策と呼ばれる。日本銀行は金融政策の理念を「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（日本銀行法第2条）としている。この理念を政策金利の引き上げや、引き下げによって実現することが「正常な金融政策」といえる。

しかし、この伝統的かつ正常な金融政策が機能しなくなったため、「ゼロ金利政策」（1999～2000年）が導入され、これに加えて「量的緩和策」（01年から操作目標を日本銀行当座預金残高に変更）、「質的緩和策」（10年からの多様な資産の買い入れ）などの非伝統的な金融政策が実施されてきた。

さらに13年1月22日に公表された政府日銀の共同声明において、日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率が2%とする物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これができるだけ早期に実現することを旨とし、いわゆる異次元緩和といわれる金融政策が実行に移されてきた。

その中には「量的・質的金融緩和」（操作目標をマネタリーベース（市中に流通しているお金）（Ⅰ「日本銀行券発行高」＋「貨幣流通高」）に「日銀当座預金」を加えたもの）に変更、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」（16年1月）、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」（短期金利にマイナス金利を適用するとともに、長期金利は10年物国債利回りがゼロ%程度で推移するように、長期国債を買い入れる政策。長期金利を操作目標に加えた）などが含まれる。その後は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の持続性を維持すること（18年7月）、さらには新型コロナウイルス感染症の経済へのマイナスの影響下においても「金融緩和の強化」を維持すること（20年4月）が金融政策決定会合で決定された。

21年3月の金融政策決定会合においては、これまでの金融政策の点検が始まり、長期金利について、「10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買い入れを行う」（議事要旨）という操作方針の下で、平素は柔軟な長短金利操作の運営を行うため、その変動幅は±0.25%程度であることを明確化した。22年12月の金融政策決定会合においては、緩和的な金融環境を維持しつつ、市場機能の改善を図るため、長短金利操作の運用を一部見直し、従来の操作方針を維持した上で、国債買い入れ額を大幅に増やしつつ、長期金利の変動幅を、従来の「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大することなどを決定した。

このように非伝統的な金融政策緩和を20年以上、異次元緩和10年と、長年積み上げてきた「非正常化された金融政策」を「正常化」に向けて踏み出すことは、困難極まりないことは容易に理解できる。今後短期的に想定されるシナリオの一つとして、日銀が中長期的な経済成長にも配慮した政策運営に転換することが考えられる。具体的には、長短金利操作から以前の短期金利操作へと段階的に移行し、長期金利の正常化を目指すものである。長期金利を起点に低金利環境を徐々に脱することで、短期的な景気への悪影響に配慮しつつ、中長期的な経済成長の両立を図るという考えである。しかし、このシナリオを実現するのは簡単ではない。22年12月の決定会合後には「事実上の利上げ」の受け止めが広がり、金融市場が動揺した。このため「正常化」のための「修正」を混乱なく進めるためには、長期金利の緩やかな上昇を混乱なく市場に織り込ませることのできる、高いコミュニケーション能力が新総裁には最も求められるであろう。

（2月21日執筆）

専門家無料個別相談窓口

場所：新南陽商工会議所 ◆ 13:00 ~ 16:00 ◆

日程	専門家	日程	専門家
4月 5日(水)	税 理 士	4月21日(金)	ウェブコンサルタント
14日(金)	税 理 士	25日(火)	税 理 士
18日(火)	社会保険労務士	5月 2日(火)	税 理 士

新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、エネルギーその他の物価高騰等の対応、デジタル化、インボイス制度導入等に関する様々な相談に対応いたします。



ご相談は予約制となります。
あらかじめ下記までお申込みいただきますよう
よろしくお願いいたします。

ご予約は
こちらまで

新南陽商工会議所 中小企業相談所
 TEL : 0834-63-3315 E-mail : info@s-cci.or.jp
 HP : https://www.s-cci.or.jp/



化学には
Chemistry
がある。

東ソー株式会社
南陽事業所
<http://www.tosoh.co.jp/>